

那須塩原市
小中学校適正配置基本計画
(第二段階)

平成31(2019)年3月
那須塩原市教育委員会

1 計画策定の趣旨

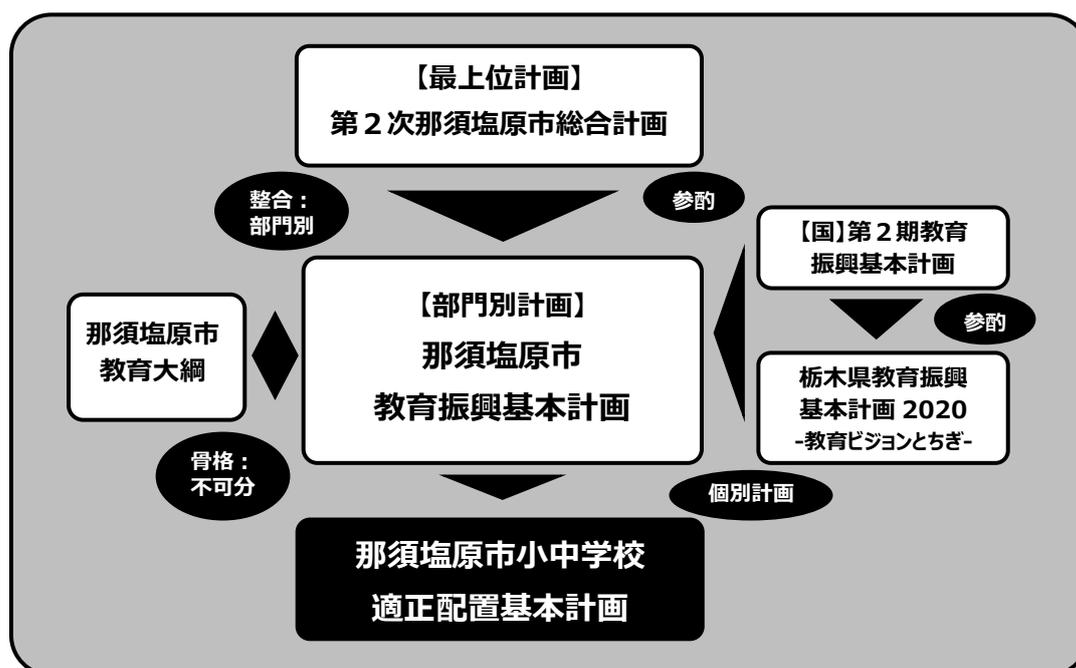
本市では、子どもたちが将来、自分の夢や希望を持ち、社会の一員としての責任を果たしながら自己実現を図っていけるように、小中一貫教育を通して、義務教育の9年間で人格の基盤づくりをするために、学校教育の方針として「人づくり教育」を推進しています。

本市の学校教育を効果的に進め、「人づくり教育」の実現を図るために、平成22（2010）年10月に「那須塩原市小中学校適正配置基本計画」を策定し、これまで第一段階にて掲げた統廃合や小中一貫校、小規模特認校制度に取り組んできました。

本計画は、国が平成27（2015）年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等を踏まえ、第二段階で定めている統廃合の取組（単学級小規模小学校のうち、平成28（2016）年度時点で、基準児童数未満の場合は、平成32（2020）年度までに統廃合を実施する。）について整理した上で、改めて今後の方向性を示すものです。

2 本計画の位置付け

本計画は、本市の児童生徒の学びを支える教育環境を整えていくために策定するものであり、本市の教育施策に関する基本的な方向性を示す「那須塩原市教育振興基本計画」の個別計画として位置付けられるものです。



3 計画期間

平成31（2019）年度 ～ 平成34（2022）年度

なお、社会情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

4 現状と課題

本市における学校の適正規模・適正配置を検討していく上での喫緊の課題として、「複式学級に伴う教育活動への影響」が挙げられます。

現在、複式学級により教育活動を実施している小学校は、大貫小学校と横林小学校の2校です。各校においては、小規模であることのメリットを最大限に生かした様々な取組を行っており、特色ある学校づくりを進めています。

一方で、学校全体の学級数や児童生徒数が少ないことで生じる学校運営上の課題（※）を懸念する声もあります。

- （※）○ 児童生徒の多様な発言が引き出しにくい
- 集団学習や協働的な学習の実施に制約が生じる
- 経験年数・専門性・男女比等バランスのとれた教職員配置が困難になる 等

また、平成29（2017）年3月に示された新学習指導要領においては、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、生きる力を育むことを目指す」とされており、そのためにも一定の児童生徒数による学級集団の中で教育活動が行われることが望ましいとされています。

このことから、本市の学校教育をより効果的に進め、「人づくり教育」の実現を図るためにも、複式学級の解消に向けた取組を進める必要があります。

《箒根地区小中学校の児童生徒数・学級数》

（学校基本調査より 各年5月1日現在）

| | H26(2014) | | H27(2015) | | H28(2016) | | H29(2017) | | H30(2018) | |
|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|
| | 児童・生徒数 | 学級数 |
| 関谷小 | 145 | 7 | 135 | 8 | 158 | 8 | 165 | 8 | 147 | 8 |
| 大貫小 | 42 | 4 | 40 | 4 | 32 | 4 | 31 | 3 | 32 | 4 |
| 横林小 | 45 | 4 | 39 | 4 | 35 | 3 | 29 | 3 | 24 | 3 |
| 箒根中 | 120 | 6 | 110 | 5 | 114 | 5 | 90 | 4 | 91 | 5 |

5 基本方針

本市の目指す学校教育方針や新学習指導要領等を踏まえ、児童生徒にとってのより良い教育環境を維持していくため、次に掲げる取組を進めていきます。

- (1) これからの児童生徒に必要な学びの環境をつくり、今後求められる資質や能力を育成していくために、喫緊の課題である「複式学級の解消」に取り組みます。
- (2) 学校規模の適正化は、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、地理的条件や現在の配置を十分考慮しながら進めます。
- (3) 本計画に掲げた取組の推進に当たっては、児童生徒の保護者や、就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行っていきます。
- (4) 現在進めている小中一貫教育について、更なる推進を図ります。

6 計画の内容

(1) 新しい学校づくり

大貫小学校と横林小学校における複式学級の解消を図るとともに、本市が進める「人づくり教育」に基づく小中一貫教育の一層の推進と、より高い教育的効果を得ることを目的として、次の対象校をひとつとした「義務教育学校」(※)の設置に取り組みます。

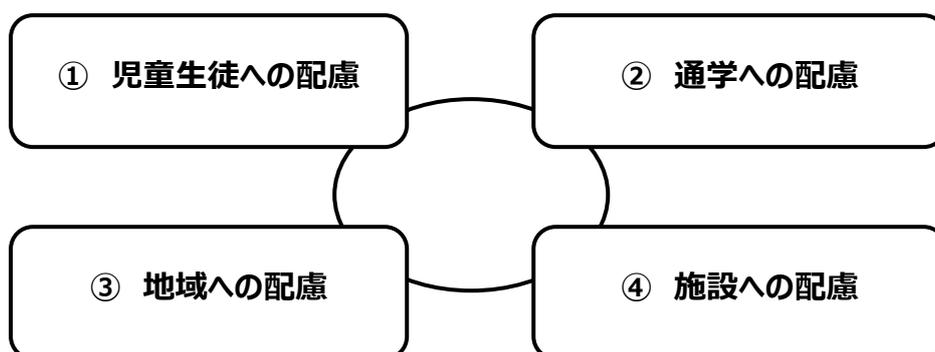
また、「施設一体型」の義務教育学校とすることにより、その特徴を生かした魅力ある学校づくりを進め、子どもたちがこれからの社会の中で活躍できる資質・能力の更なる育成を図っていきます。

(対象校) 関谷小学校、大貫小学校、横林小学校、箒根中学校
◇新しい学校の設置場所は、現在の関谷小学校の敷地とします。

(※) 義務教育学校とは

- 平成27(2015)年の学校教育法の改正により、従来の小・中学校に加え、「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されています。
- 一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成、実施する学校です。
- 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。
- 小中一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入れ替え等、小中一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例の実施が認められています。

【新しい学校づくりを進めるに当たっての4つの配慮事項】



① 児童生徒への配慮

児童生徒が新しい学校生活にスムーズに移行できるよう、教職員の配置を始めとして、学校間の事前交流活動を行うなど、児童生徒の心身の負担軽減に努めます。

② 通学への配慮

新しい学校は通学区域が広範囲にわたるため、スクールバスの運行により、児童生徒の負担軽減に努めます。

③ 地域への配慮

それぞれの学校には歴史や伝統があり、地域との結び付きも強いことから、保護者や地域の方々と課題を共有した上で、様々な地域資源を生かした教育環境づくりに努めます。

④ 施設への配慮

児童生徒の安全を守り、安心して機能的かつ豊かな教育環境を確保するための施設整備に努めます。

(2) 小規模特認校制度

小規模特認校制度とは、通学区域を前提としながらも、一定の条件の下、その通学区域に関係なく希望により就学できる制度で、平成24（2012）年度から単学級小規模校（※）を対象として導入しています。特色ある学校教育の充実を目指すため、引き続き実施していきます。

（対 象 校）波立小学校、高林小学校、青木小学校、塩原小中学校

（※）小規模校とは、6学級以上11学級以下をいいます。そのうち、1学年1学級の学校を単学級小規模校といいます。

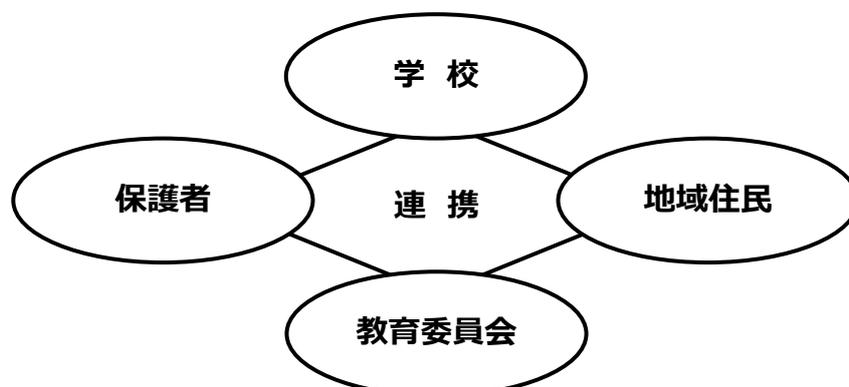
なお、新しい学校についても小規模特認校として位置付け、特色ある小中一貫教育の充実を目指します。

(3) 学区の再編等

本市の各学校における児童生徒数の推移としては、急激な増減が生じていないことから、本計画期間中においては通学区域の見直しを行わないことにします。

7 計画の推進

本計画の推進に当たっては、対象校の保護者や地域住民に対し、十分な準備期間を設け、施設整備や通学手段等についての説明会や意見交換会を実施します。



8 跡地等の利活用

学校は、地域住民の交流の場や生涯学習の施設、防災関連施設等の機能を有していることから、計画実施後の跡地、建物等の利活用については、地域住民の意見を踏まえながら、その方法を検討します。

9 本計画実施後の計画策定

本計画は、「人づくり教育」を実現するために適正規模・適正配置等を図るものであることから、本計画実施後においても必要に応じて、適正規模・適正配置等に向けての新たな計画の策定について検討します。